

○群馬県建設工事執行規程（昭和四十年二月十六日訓令甲第二号）（R7.4.1）

（趣旨）

第一条 この訓令は、法令その他別に定めがあるもののほか、県の支出の原因となる建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二条に規定する建設工事（以下「工事」という。）の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される特定調達契約に係る工事の執行についての細目的な事項は、別に定めることができる。

（用語の定義）

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 主務課長 群馬県行政組織規則（昭和三十二年群馬県規則第七十一号。以下「組織規則」という。）第四条に規定する県庁の課のうち、工事の執行に関する事務を分掌する課（以下「主務課」という。）の長をいう。
- 二 所長 組織規則第百七十三条第一項に規定する各地域機関等の長（振興局長を除く。）のうち、工事の執行に関する事務を分掌する長をいう。
- 三 契約担当者 群馬県財務規則（平成三年群馬県規則第十八号。以下「規則」という。）第二条第六号に規定する契約担当者のうち、工事に係る支出負担行為を担当する者をいう。

（工事の執行方法）

第三条 工事の執行方法は、直営及び請負とする。

（直営工事）

第四条 直営による工事（以下「直営工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行なうものとし、その執行は、別に定めるところによるものとする。

- 一 工事の性質上請負に付することが不適當であるとき。
- 二 急施を要し請負に付すいとまのないとき。
- 三 請負契約を締結することができないとき。
- 四 特に直営とする必要があるとき。

（請負工事）

第五条 請負による工事（以下「請負工事」という。）は、規則の定めるところにより一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により請負者を定めて執行するものとする。

（工事請負者の資格要件）

第六条 契約担当者は、次の各号に該当する者でなければ工事の請負をさせてはならない。ただし、第一号に掲げる者以外の者で法第三条第一項ただし書に該当し、かつ、あらかじめ知事の承認を受けたもの及び第二号に掲げる者以外の者で特に緊急を要する工事又は特別の技術を要する工事についてあらかじめ知事の承認を受けたものについては、この限りでない。

- 一 法第三条第一項の規定による許可を受けている者
- 二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十一第二項の規定により別に告示で定める資格を有する者

(工事実施計画書の作成等)

第七条 主務課長は、工事について配当を受けた予算に基づき毎年度上半期（四月から九月までの期間をいう。）及び下半期（十月から翌年三月までの期間をいう。）ごとに工事実施計画書を作成しなければならない。ただし、災害応急工事等緊急を要する工事その他計画を立て難い工事については、この限りでない。

(工事実施計画変更計画書の作成等)

第八条 主務課長は、前条に規定する工事実施計画書に定められていない工事（前条ただし書の規定に該当するものを除く。）を当該工事実施計画書に係る期間内において実施しようとするとき又は前条に規定する工事実施計画書に定められた今回起工経何額又は支払計画額を変更しようとするときは、工事実施計画書の例による工事実施計画変更計画書を作成しなければならない。

(工事実施計画書の送付)

第九条 主務課長は、工事実施計画書（工事実施計画変更計画書を含む。）について決裁を受けたときは、直ちにその写しを財政課長、関係課長及び関係所長に送付するものとする。

(起工の内申)

第十条 所長は、その事務を分掌する工事（委任を受けた工事を除く。）を起工しようとするときは、起工内申書に設計書その他必要な資料を添えて正副二通を主務課長を経て契約担当者に提出しなければならない。

(起工の決裁)

第十一条 主務課長は、前条の規定により起工内申書の提出があつたときはこれを審査し、適当と認めたときは、当該起工内申書に基づき規則の定めるところにより合議して、契約担当者の決裁を受けなければならない。

2 主務課長は、その事務を分掌する工事を起工しようとするときは、規則で定めるところにより合議して契約担当者の決裁を受けなければならない。

3 所長は、委任を受けた工事を起工しようとするときは、前項の規定の例により処理しなければならない。

(起工決裁の通知)

第十二条 主務課長は、第十条の規定により起工の内申を受けた工事（以下「内申工事」という。）について契約担当者の決裁を受けたときは、起工内申書の副本に決裁年月日その他必要事項を朱書してこれを当該内申をした所長に送付するものとする。

(入札の執行依頼)

第十三条 主務課長は、内申工事について規則第四条第二項の規定により専決させようとするときは、入札執行依頼書に入札に要する書類を添えて、その内申をした所長に送付することにより、入札の執行を依頼するものとする。

2 前項の規定による入札の執行依頼を受けて、入札を執行する所長（以下「入札担当者」という。）は、規則第四条第二項の規定により当該事務について専決するものとする。

(指名の通知)

第十三条の二 契約担当者及び入札担当者は、規則第百八十六条の規定により指名の通知をし

ようとするときは、指名通知書によらなければならない。

- 2 契約担当者及び入札担当者は、前項の規定による指名を受けた者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出させるものとする。

(予定価格等調書)

第十四条 契約担当者は、規則第百六十九条（規則第百八十七条の規定において準用する場合を含む。）の規定により予定価格を定めるときは、予定価格等調書によらなければならない。

(入札等)

第十五条 契約担当者又は入札担当者は、請負工事の入札を行うときは、入札に参加した者に入札書を作成させ、これを工事ごとに封筒に入れてその表面に工事名、工事場所並びに住所及び氏名を記載させて、公告又は指名通知書に示した日時に提出させるものとする。

- 2 契約担当者又は入札担当者は、入札を行つたときは、入札執行調書を作成するものとする。

- 3 第一項の規定は、規則第百九十条の規定による随意契約の見積書を徴する場合について準用する。

(入札結果報告)

第十六条 入札担当者は、第十三条第二項の規定により入札を行つたときは、入札執行報告書に関係書類を添えて、主務課長に報告するものとする。

(電子入札による手続)

第十六条の二 ぐんま電子入札共同システム（電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して入札を行う仕組みをいう。以下同じ。）による入札を行うときは、前各条に定めるほか、ぐんま電子入札共同システムによる手続により行うものとする。

(契約書)

第十七条 契約担当者が規則第百九十一条第一項の規定により作成する請負契約に係る契約書は、建設工事請負契約書及び建設工事請負契約約款に基づいて作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については、この限りでない。

- 2 前項の請負契約が群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年群馬県条例第二十五号）第二条の規定に該当する場合は、建設工事請負仮契約書に基づいて仮契約書を作成しなければならない。この場合において、当該請負契約に係る議会の議決がなされたときは、作成された仮契約書を本契約に基づく契約書とみなす。
- 3 契約担当者は、第一項の規定により契約書を作成しようとするときは、契約の相手方となる者から課税事業者届出書又は免税事業者届出書を徴するものとする。

(契約書の作成を省略する場合)

第十八条 契約担当者は、規則第百九十一条第三項に規定する場合は、請書を作成させなければならない。

(契約の保証)

第十九条 契約担当者は、請負契約を締結する場合において、当該工事について、金銭的保証が求められている場合にあつては、請負金額の百分の十以上の契約保証金を納付させ、又は

契約保証金に代わる担保を提供させなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除できると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による金銭的保証では履行保証として十分でないと認められる契約を締結する場合にあつては、公共工事履行保証証券に係る保証（保証金の額が請負金額の百分の三十以上で、かつ、引渡された工事目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）がある場合に、当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り。）により契約の履行保証を確保するものとする。

3 規則第百九十九条第三号に該当する場合で、工事価格（設計金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）が五百万円未満の請負契約を締結するときにあつては、契約保証金の全部を免除することができる。

（請負工事の執行、指示、報告等）

第二十条 主務課長は、内申工事の請負契約が締結されたときは、請負工事施行通知書に当該請負契約書の写しを添えて、その内申をした所長に通知するものとする。ただし、請負契約が群馬県議会の議決に付すべき契約である場合において、仮契約が締結されたときは仮契約締結通知書に当該仮契約書の写しを、議会の議決後本契約が締結されたときは請負工事施工通知書に履行期日通知書を添えて、その内申をした所長に通知するものとする。

2 所長は、前項の規定による通知を受けた工事の取扱いについては、次に掲げるところによらなければならない。

一 既定設計の変更を要する場合は、遅滞なく設計変更内申書に変更設計書、図面、設計変更対照表等を添えて契約担当者に内申すること。

二 天災事変その他の理由により、工事を一時停止し、又は中止することが有利と認めたときは、直ちに臨機の措置を講じ、速やかに契約担当者に報告してその指示を受けること。

三 規則第二百三条の規定により工事の履行の延期について文書の提出があつたときは、その理由を調査し、意見を添えて契約担当者に進達すること。

四 請負者が約定期間内に工事を完成する見込みがないときは、その状況を調査し、意見を添えて契約担当者に報告すること。

五 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例と認められる事態が生じた場合は、遅滞なく契約担当者に報告してその指示を受けること。

3 主務課長は、前項第一号の規定により設計変更の内申を受けた工事について契約担当者の決裁を受けたときは、設計変更内申書の副本に決裁年月日その他必要事項を朱書して、当該内申をした所長に送付するものとする。

第二十一条 削除

（債権譲渡の承認）

第二十二条 契約担当者は、規則第二百一条ただし書の規定により、請負契約によつて生じた債権の譲渡について承諾を与えようとするときは、請負者から債権譲渡承認願を提出させなければならない。

2 契約担当者は、前項の規定により債権譲渡承認願の提出があつたときは、これを審査し、次の各号に該当すると認めたときは、これを承認することができる。

- 一 県税その他県に対する納付金を滞納していないこと。
- 二 国その他公共団体等から債務の取立てについて、債権差押え等の通知を受けていないこと。
- 三 願出の理由が、債権譲渡をしないと工事の施工に支障があると認められること。
- 四 債権の譲受人が、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第一条の三に規定する金融機関、信用保証協会、群馬県建設事業協同組合、一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者又は地方公共団体であること。

（債権譲渡通知書）

第二十三条 契約担当者は、前条の規定による承認をした場合において、請負者が債権の譲渡を完了したときは、遅滞なく確定日付のある債権譲渡通知書を提出させなければならない。

（工期の延長）

第二十四条 契約担当者は、規則第二百三条及び第二百四条第一項の規定により、工期の延長を求めようとする請負者があるときは、工期延期届を提出させなければならない。

（工事の変更）

第二十五条 契約担当者は、規則第二百二条第一項の規定により、既に締結した請負契約の内容を変更するときは、建設工事変更請負契約書を作成しなければならない。ただし、規則第百九十一条第三項の規定により請書を徴した請負契約については、建設工事変更請負契約書の作成に代えて、請負者から工事変更請書を徴するものとする。

2 契約担当者は、契約を変更しようとするときは、工事請負契約変更協議書により協議するものとする。

（前金払をしている場合の部分払の支払限度額）

第二十六条 前金払をしている場合の工事について、規則第百九十一条の二の規定により部分払をすることができる金額は、次に掲げる算式により計算して得た額とする。

算式

$$\text{支払額} = \text{出来形部分に対する請負代金相当額} \times \left(\text{「請負契約書に記載した割合」} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

（部分払の回数）

第二十七条 請負工事一件についてすることができる部分払の回数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、契約担当者が特別の理由があると認めたときは、一回に限り増加することができるものとする。

請負金額	前金払をしていない場合	前金払をしている場合
百五十万円以下	支払わない	支払わない
百五十万円を超え五百万円以下	二回以内	一回
五百万円を超え一千万円以下	三回以内	二回以内
一千万円を超えるもの	四回以内	三回以内

2 前項の規定にかかわらず、中間前金払を行つた場合は、前金払をしている場合における部

分払の回数を一回減じるものとする。

(出来形調書)

第二十八条 契約担当者は、請負者から契約に係る部分払を受けるための請負工事既済部分検査請求書の提出があつたときは、検査員を指定して当該工事の出来形を検査させ、その結果を当該請負者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定された検査員は、検査を終了したときは、出来形調書を作成してこれを契約担当者に提出しなければならない。

(工事の完成通知等)

第二十九条 契約担当者は、請負者が工事の履行完了の届出をしようとするときは、完成通知書を提出させなければならない。

2 所長は、請負契約に係る工事の完成通知書の提出があつたときは、委任を受けた工事については完成検査を行い、その他の工事については調査をして適正と認めたときは、当該完成通知書を契約担当者に進達するものとする。

(検査)

第三十条 請負工事に係る検査については規則及び群馬県建設工事検査規程（昭和四十一年群馬県訓令甲第十六号）の定めるところによるものとする。

(請負代金の請求)

第三十一条 契約担当者は、請負工事が完成検査に合格したときは、当該請負工事に係る請負者から請負代金に係る請求書を提出させるものとする。

(書類の様式等)

第三十二条 請負工事の工事実施計画書その他この訓令の工事関係の書類の様式等は、別に定める。

(準用)

第三十三条 第二十七条及び第三十条の規定は、工事に要する物件の購入をする場合について、これを準用する。

(適用除外)

第三十四条 庁舎（公舎等を含む。以下同じ。）、庁舎の附属設備及び庁舎の敷地に係る建設工事で法第三条第一項ただし書の規定により政令で定める軽微な建設工事に該当するものについては、第六条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十五条第二項、第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定は、別に定めるところにより適用しないことができる。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に群馬県建設工事執行規則施行規程（昭和二十七年群馬県告示第三百七十五号）に基づいて締結されている建設工事の請負契約については、なお従前の例による。

3 この訓令の施行の際現に群馬県建設工事執行規則施行規程に基づいて作成されている諸用紙のうち補正できるものについては、当分の間適宜補正して使用することができる。

(中略)

附 則

- 1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の群馬県建設工事執行規程の規定により締結されている請負契約に係る請負工事の執行については、なお従前の例による。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前の群馬県建設工事執行規程の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。